

千葉県消防局・中央消防署ほか14施設自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

(目的)

第1条 本委託契約の履行目的は、委託対象電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務に関する外部委託について必要な事項を定め、これをもって契約の適正な履行を確保するものである。

(契約対象自家用電気工作物の概要)

第2条

契約対象自家用電気工作物の概要は、別紙1「委託事業場一覧表」のとおりとする。

(委託業務の内容)

第3条 受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 発注者は、第2条の事業場について受注者の保安管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- (2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第4条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

- (7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは電力需給会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

- (8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行います。また、受注者は、発注者の求めに応じ、助言を行うこととします。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとします。

- (イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所
- (ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとします。

(点検の頻度及び点検項目)

第4条 第3条に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程及び別紙2によるものとします。

- (1) 月次点検 毎月1回
- (2) 年次点検 毎年1回
- (3) 臨時点検 必要の都度

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈引込設備〉 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 〈測定項目〉 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験、キュービクル内の清掃
〈受電設備〉 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
〈受・配電盤〉		
〈接地工事〉 接地線、保護管等		
〈構造物〉 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		

項目	月次点検	年次点検
対象設備等 〈非常用予備発電装置〉 原動機、発電機、始動装置等	〈外観点検〉 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)の異常の有無
〈蓄電池設備〉		
〈負荷設備〉 配線、配線器具、低圧機器等		

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。

- 2 第3条に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検は、自家用電気工作物に係る設置又は変更の工事が、電気事業法の定めにより経済産業大臣へ届け出る工事計画届出書のとおり施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検する。なお、その頻度は発注者から通知がある都度行うものとし、それに係る費用は、別途契約のうえ、発注者が負担するものとする。
- 3 受注者は、(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととします。
- 4 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととします。
 - (1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

（発注者・受注者相互の通知）

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに受注者に通知するものとする。

- (1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- (2) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- (3) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合
- (4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合
- (5) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- (6) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- (7) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- (8) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- (9) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- (10) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- (11) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があった場合
- (12) 電力供給会社等との契約電力を変更する場合
- (13) その他必要な場合

2 受注者は、次の各号に掲げる事項を発注者に通知するものとする。

- (1) 発注者の執務時間内における受注者への連絡方法
- (2) 発注者の執務時間外における受注者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

（連絡責任者等）

第6条 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。
- 4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

（発注者及び受注者の協力及び義務）

第7条 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注

者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

2 受注者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(保安業務担当者の資格等)

第8条 受注者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

(記録の保存)

第9条 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者と受注者双方において3年間保存するものとする。

(実施日程等)

第10条 受注者は、第3条に定める業務を原則として、平日の受注者の執務時間に実施するものとし、あらかじめ発注者に対して実施予定日を次のとおり通知するものとする。

(1) 月次点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験）実施予定日の7日前まで

(2) 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験）実施予定日の2週間前まで

2 発注者は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、発注者と受注者協議の上、新たな日程を定めるものとする。

3 年次点検等の実施において、電力供給会社等の自家用需要家引込用分岐開閉器の開閉操作をする必要がある場合、電力供給会社等に対する手続きは、受注者が行うことができるものとする。

(事業場内の立入り等)

第11条 受注者は、保安管理業務を行うため、必要に応じて発注者の事業場内に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者は、発注者の服務規律を尊重するものとする。

(記録の確認等)

第12条 受注者は、保安管理業務の遂行上、必要がある場合には、発注者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

(検査員の資格等)

第13条、受注者は、保安管理業務を実施する者（以下「検査員」という。）には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとする。

2 検査員は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補佐させるものとする。

(備品等の整備)

第14条 発注者は、受注者と協議の上、発注者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

第15条 発注者又は受注者のいずれか一方が、この契約に基づく義務に違反し、他の一方が契約の本旨にしたがって保安管理業務の実施ができないと認める場合は、他の一方はこの契約を解除することができるものとする。

2 前各項及び本契約の有効期間内に、発注者と受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1か月前迄にその旨文書により通知するものとする。

3 第2条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。

(1) 廃止された場合

(2) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認を取り消された場合

(3) 一般用電気工作物となった場合

(4) 受電電圧が7000ボルトをこえた場合

(電気工作物以外の不安全施設に対する措置等)

第16条 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、発注者と受注者協議の上、速やかに改修するものとする。

2 前項の不安全施設の改修に要する費用は、原則として発注者が負担するものとする。

3 受注者は発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施しないことがある。

- 4 受注者は、不安全施設が長期にわたり改修されないで保安管理業務の実施ができないと認められる場合は、この契約を解除することができるものとする。